

業務用季節別契約

(個別約款)

令和元年10月1日

洲本瓦斯株式会社

業務用季節別契約

平成19年 4月18日	設定	届出 (平成19年 6月 1日実施)
平成20年12月19日	改定	届出 (平成21年 1月 1日実施)
平成21年 6月10日	改定	届出 (平成21年 7月 1日実施)
平成25年 5月 7日	改定	届出 (平成25年 7月 1日実施)
平成26年 1月27日	改定	届出 (平成26年 4月 1日実施)
平成26年 7月 8日	改定	届出 (平成26年 8月 1日実施)
平成28年 3月 2日	改定	届出 (平成28年 6月 1日実施)
令和 元年10月 1日	改定	(令和 元年10月 1日実施)
令和 年 月 日	改定	(令和 年 月 日実施)

目 次

目 次	1
1. 適 用	2
2. 目 的	2
3. 用語の定義	2
4. 適 用 条 件	3
5. 契約の締結	3
6. 使用量の算定	4
7. 料 金	4
8. 単位料金の調整	5
9. 契約の変更または解約	6
10. 補 償 料	7
11. 名義の変更	9
12. 契約の変更または解約に伴う消費税等相当額の清算	9
13. 本支管工事費の清算	10
14. そ の 他	10
付 則	10
(別 表)	11
1. 早収料金の算定方法	11
2. 料金表	12

1. 適用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 目的

本約款は、お客様の負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用な運営を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当りの最大の使用量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (2) 「実績最大使用量」とは、実績に基づく1年間を通じた1時間当りの最大の使用量をいいます。(小数点以下切捨て)
- (3) 「契約月別使用量」とは、契約の開始から終了までの契約で定める月別使用予定量をいいます。なお、月別使用量における当月分使用量とは、当月定例検針分使用量(前月の定例検針日の翌日から当月の定例検針日までの使用量)をいいます。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「実績年間使用量」とは、1年間のご使用量実績の合計量をいいます。
- (6) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいい、「契約年間引取量」は契約最大使用量の600倍以上であることといたします。
- (7) 「契約月別平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量を言います。(小数点以下切捨て)
- (8) 「夏期」とは、4月検針分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月検針分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)までの8ヶ月の期間をいい、「冬期」とは12月検針分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月検針分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4ヶ月の期間をいいます。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税及び地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額を言います。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) [消費税率]とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10%といたします。
- (11) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (12) 「一般ガス導管事業者」とは、ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事

業者としての洲本瓦斯株式会社をいいます。

- (13)「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対して本約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が16立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が、契約最大使用量の300倍（小数点以下切捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が、500立方メートル以上であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、本約款を承諾のうえ、当社に本約款による契約を申し込んで頂きます。
- (2) お客さまは、新たに本約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、または契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづきお客さまの過去の実績、同一業種の操業度及び使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ①契約最大使用量又は実績最大使用量
- ②契約年間使用量又は実績年間使用量
- ③契約年間引取量
- ④契約月平均使用量
- ⑤契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからも何ら意思表示がない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しよう并希望する場合には、原則として契約期間満了時の2ヶ月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。

- (4) (3)にかかわらず、契約期間におけるご使用実績が本約款の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後はガス小売供給約款にもとづくご契約となります。
- (5) 本約款にもとづき契約されたお客様が、その契約期間満了前に解約された場合、または、お客さまの契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合に

は、当社は下記の期間、本約款にもとづく契約の申込を承諾いたしません。ただし、設備の変更または建物の改築等のため一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。

①契約期間満了前に解約された場合

解約された日より、解約された契約の当初契約期間満了予定日から1年間

②契約期間のご使用実績が適用条件を満たさなかった場合

契約期間満了となった時点から1年間

- (6) 当社は、お客さまが本契約の契約期間満了前に本契約の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (7) 当社は、お客さまが本約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期日を経過しても支払われていない場合は、本約款への申込みを承諾できないことがあります。
- (8) お客さまは、同一需要場所で本約款と本約款以外の当社の他の契約を重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。
- (2) 実績最大使用量は、原則としてガスメーターの能力（小数点以下切捨て）の合計といたします。（ガスメーター本体は、当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）ただし、お客様が希望される場合には、一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器（以下「販売用負荷計」といいます。）を設置し、負荷計測器により実績最大使用量を算定いたします。なお、負荷計測器の故障等当社または一般ガス導管事業者の都合により検針値が確定できない場合の精算額算定にあたっては、当該月の販売用負荷計の検針値は用いません。
- (3) 負荷計測器本体の取付関係工事費はお客さま負担とします。

7. 料金

- (1) お客様は、お支払いの時期により、(3)に定める早取料金または(5)に定める遅取料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の定額基本料金、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定いたします。
- (3) 料金は、料金の支払いがガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日か

ら起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定されたもの（この場合の料金を以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (4) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
- (5) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (6) 当社は、毎月の料金について適用する定額基本料金、単位料金位料金または調整単位料金をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。
- (7) 契約開始日から次の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合、当社はその算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。また、新たにガスのご使用を開始した場合は、ガス小売供給約款22の(6)及び(7)に定めるところによります。
- (8) お客様の都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)にもとづく1ヶ月当りの基本料金全額とし、従量料金は別表にもとづいて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を超えて上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(4)の通りといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当り）

$$= \text{基準単位料金} + 0.091 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当り）

$$= \text{基準単位料金} - 0.091 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算の結果の小数点以下第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下の通りといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

88,970円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表（4）に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が142,350円以上となった場合は、142,350円といたします。

（算式）

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9927

+ トン当たりLPG平均価格×0.0078

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格－平均原料価格

9. 契約の変更または解約

(1) ガス小売供給約款、ガス事業法その他関連法令が変更された場合には、当社は契約期間中であっても需給契約を変更または解約することができるものといたします。

- (2) 社会的及び経済的変動がはなはだしく契約の存続が不相当と認められる場合、お客さまのガス使用計画に変更がある場合または当社のガス事業の遂行に支障が生じる場合には、契約期間中であっても双方協議して需給契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (3) 契約締結時に想定しなかった当社原材料費の変動、金利動向の変動、その他当社のガス事業をめぐる社会的及び経済的変動のため、当社が本契約及び需給契約に変更が必要であると判断した場合には、お客さまと当社との間で変更について協議するものといたします。
- (4) その他お客さまが下記のいずれかに該当した場合は、期間中であっても、当社は、ただちに需給契約を解約できるものといたします。また、契約の解約時にお客さまが当社に対して支払うべき債務がある場合にはただちに弁済していただきます。
- ① 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての差押さえ、競売等の申立て、または破産、民事再生、会社更生、特別精算もしくは特定調定等の法的整理手続の申立てまたは開始があったとき。
 - ② 滞納処分による差押さえもしくは保全差押えまたは保全処分がなされたとき。
 - ③ 解散の決議がなされたとき。
 - ④ 事業の全部または重要な一部もしくは需給契約によるガスを使用する部分の譲渡または会社分割の決議がなされたとき。
 - ⑤ 自ら振出し、引受けしまたは裏書した手形・小切手が不渡りになる等支払いが停止状態に陥ったとき。
 - ⑥ お客さままたはお客さまが法人である場合にはその代表者の所在が不明になったとき。
 - ⑦ お客さまが、ガス小売供給約款に定める供給停止の事由となった状態を当社からの相当期間を定めた是正要求にもかかわらず期間内に是正しないとき。

10. 精算額

お客様が以下に該当する場合には、そこに定める精算額をお支払いいただきます。精算額の支払期限は、当社からのガス使用を継続する場合には、精算額が発生していることを当社が確認した後、最初に支払義務が発生する料金の支払期限と同一といたします。当社からのガス使用を廃止する場合には、廃止する日が属する期間の料金の支払期限と同一といたします。また、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率÷（1＋消費税率）（1円未満端数切捨て）

（1）契約年間引取量未達精算額

- ① お客さまの実績年間使用量が、契約年間引取量（契約最大使用量の300倍）に満たない場合には、以下の算式によって算定する金額を限度とする契約年間引取量未達精算額としてお支払いいただきます。ただし、当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \begin{array}{l} \text{契約年間引取量} \\ \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約} \\ \text{に定める契約月別使用量} \\ \text{に各月の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を契約年} \\ \text{間使用量で除し、小数点} \\ \text{以下第3位を四捨五入し} \\ \text{た額} \end{array} \right]$$

- ② 契約年間引取量未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。

（2）契約中途解約精算額

契約期間中に次の（イ）または（ロ）の理由によって需給契約が解約された場合には、以下の算式によって算定される金額を契約中途精算額としてお支払いいただきます。ただし、解約理由が（イ）による場合であって、当社が正当な理由があると判断した場合はこの限りではありません。

<解約理由>

- （イ） 9（1）の規定による場合。（当社が契約の変更または解約を申し入れた場合は除く。）
- （ロ） 9（2）の規定によるものであってお客様の契約違反による場合。

- ① 解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結する場合または当社からのガス供給を廃止する場合。

$$\begin{array}{l} \text{契約途中解約} \\ \text{精 算 額} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の1ヶ月} \\ \text{当たりの基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解約日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right)$$

② 解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合。

ただし、新たに締結する契約の内容が次の（イ）または（ロ）に該当する場合はこの限りではありません。

（イ） 新たに締結する契約の基本料金が解約前の契約の基本料金と同額またはこれを超える場合。

（ロ） 新たに締結する契約の契約年間使用量が解約前の契約の契約年間使用量と同量またはこれを超える場合。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途解約} \\ \text{精 算 額} \end{array} = \left\{ \left(\begin{array}{c} \text{前契約の1ヶ月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1ヶ月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right) \right\} \times \left(\begin{array}{c} \text{解約日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right)$$

③ 契約中途解約精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金表を適用して算定される料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

1.1. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中にその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1.2. 契約の変更または解約に伴う消費税等相当額の精算

契約期間中において契約の変更または解約が生じた場合、消費税等相当額を算定しなおして差額を精算いたします。

ただし、契約の変更または解約が次の場合には、消費税等相当額の精算は行いません。ただし、解約理由が（イ）による場合であって、当社がやむをえないと判断した場合は、前記の清算を行います。

（イ） 9（1）の規定による場合。

(ロ) 9(2)の規定によるものであってお客様の契約違反による場合。

13. 本支管工事費の清算

本支管工事を伴う新增設後、本約款にもとづく契約により使用を開始して1年未満の契約期間中において契約を解除するとともに、さらに当社が供給するガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額（消費税等相当額を含みます。）を全額申し受けます。

14. その他

(1) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本約款の実施期日

本約款は、令和元年10月1日より実施します。

2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して本約款をご契約のお客さまの料金算定期間の末日が令和元年10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金は、経過措置として令和元年9月30日まで適用の業務用季節別契約選択約款に基づき算定するものと致します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基

づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数の切捨て)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表

(1) 定額基本料金

夏 季	1 か月	17,160.00円
冬 季	1 か月	14,960.00円

(2) 基準単位料金

夏 季	1 立方メートルにつき	196.50円
冬 季	1 立方メートルにつき	218.50円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。